

水害ハザードマップ作成チェックシート

水害ハザードマップの作成等に当たり、下記のチェック項目及び参照すべき事例について、確認して下さい。

分類	チェック項目	参照すべき事例	チェック欄
1：想定最大規模の水害に係る浸水想定区域と浸水深（洪水、内水、高潮）及び津波災害警戒区域と津波基準水位（津波）について			
	① 国・都道府県または市町村から提供される浸水想定に関するデータを用いて、20m、10m、5m、3m、0.5mを境界とした6段階の区分を標準として適切に浸水深を色分けしているか。		☐
	② 津波災害警戒区域指定済みの市町村では、浸水深に代えて津波基準水位（浸水予測に基づく浸水深に建築物等への衝突によって生じる津波の浸水上昇（せき上げ）を加えた水位）を用いているか。	事例1	☐
2：土砂災害警戒区域について（洪水、内水、高潮、津波）			
	① 洪水、内水、高潮、津波と同時に発生する可能性が高い土砂災害等の危険箇所について、土砂災害警戒区域をハザードマップの地図上に表示しているか。	事例2	☐
	② 土砂災害警戒区域について、視認性を確保するなどのために地図上に明記できない場合、情報・学習編に必要な情報を明記するなどの措置を講じているか。	事例3	☐
3：早期の立退き避難が必要な区域について（洪水、内水、高潮）			
	① 人命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が大きい区域等を「早期の立退き避難が必要な区域」として設定しているか。		☐
	② 設定した「早期の立退き避難が必要な区域」とその区域における避難行動の説明を地図上に簡潔に示しているか。	事例4	☐

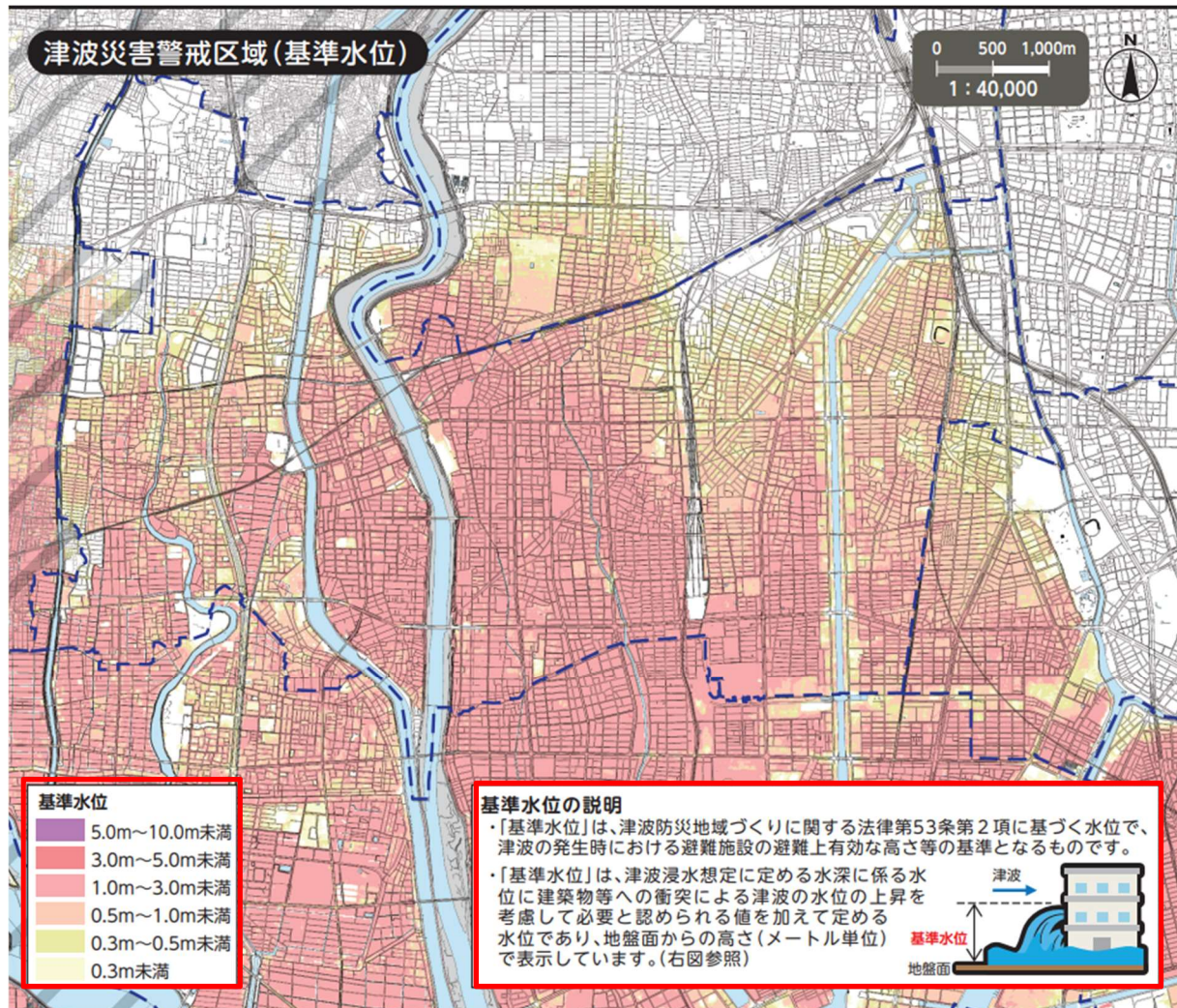
③ 「早期の立退き避難が必要な区域」とその区域における避難行動の説明を地図上に簡潔に明記できない場合、情報・学習編に必要な情報を明記するなどの措置を講じているか。	事例 5	☐
4：避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項について（洪水、内水、高潮、津波）		
① アンダーパスや過去に浸水の実績がある浸水常襲箇所、小河川の横断箇所、地震時に家屋倒壊や火災発生で通行不可能となるおそれがある木造密集市街地等についての情報を収集しているか。		☐
② 住民等が避難場所等へ避難する際、危険箇所や注意を要する場所（アンダーパスや過去に浸水の実績がある浸水常襲箇所、小河川の横断箇所、地震時に家屋倒壊や火災発生で通行不可能となるおそれがある木造密集市街地等）について地図上に明示しているか。	事例 6	☐
③ 危険箇所や注意を要する場所（アンダーパスや過去に浸水の実績がある浸水常襲箇所、小河川の横断箇所、地震時に家屋倒壊や通行不可能となるおそれがある木造密集市街地等）について、地図面の視認性が確保されにくい場合、地図面を市町村全域ではなく地区ごとに作成して記載する、又は情報・学習編に明示するなどの措置を講じているか。	事例 7 事例 8	☐
④ 津波に係る水害ハザードマップにおいては、住民等が避難すべき方向や避難経路等を地図上に記載しているか。	事例 9	☐
⑤ 水害時に使用する避難場所等を地図上に表示しているか。浸水想定区域に避難場所等を設定せざるを得ないときは、「○階が使用可能」等、避難場所等の利用条件を地図上又は情報・学習編に明示しているか。	事例 10 事例 11	☐
5：地下街等（建設予定又は建設中を含む）、要配慮者利用施設、大規模工場等について（洪水、内水、高潮）		
① 市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域内に存在する地下街等（建設予定又は建設中を含む）、要配慮者利用施設、大規模工場等について、名称及び所在地を地図上に明示しているか。	事例 12	☐
② 地下街等（建設予定又は建設中を含む）、要配慮者利用施設、大規模工場等について、視認性を確保するなどのために地図上に明記できない場合、情報・学習編に必要な情報を明記するなどの措置を講じているか。	事例 3 事例 13	☐

6：水位観測所等の位置（映像が提供されるＣＣＴＶカメラ等を含む）について（洪水、内水、高潮）			
① 河川水位や下水道水位、潮位等の情報が提供される水位観測所や国、都道府県、市町村等で設置しているＣＣＴＶカメラ等の位置と名称について把握しているか。			☐
② 河川水位や下水道水位、潮位等の情報が提供される水位観測所等の位置と名称は地図上に明示しているか。	事例１４		☐
③ テレビ、インターネットで河川映像等が提供されるＣＣＴＶカメラ等の位置と名称について地図上に明示しているか。	事例１４		☐
④ 水位観測所やＣＣＴＶカメラの位置、名称について、地図面の視認性が確保されにくい場合、地図面を市町村全域ではなく地区ごとに作成して記載する、又は情報・学習編に明示するなどの措置を講じているか。	事例１５ 事例１６		☐

○ 津波基準水位の記載方法について

○ 津波ハザードマップの地図面に津波基準水位が記載されている事例

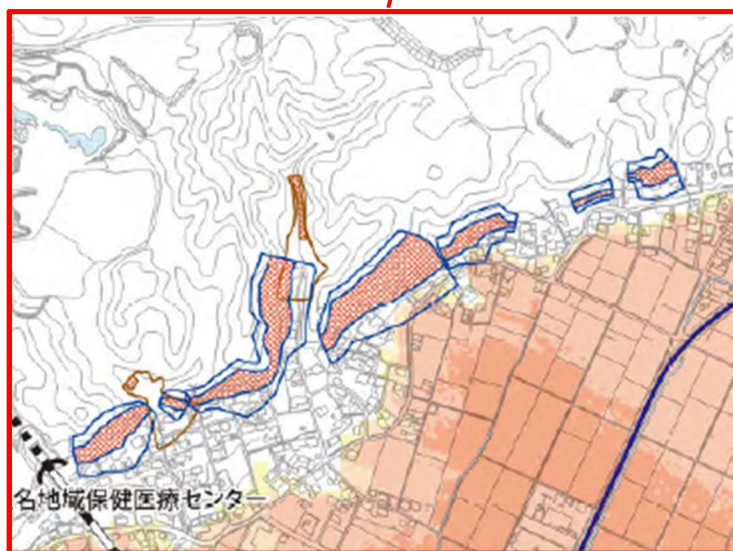
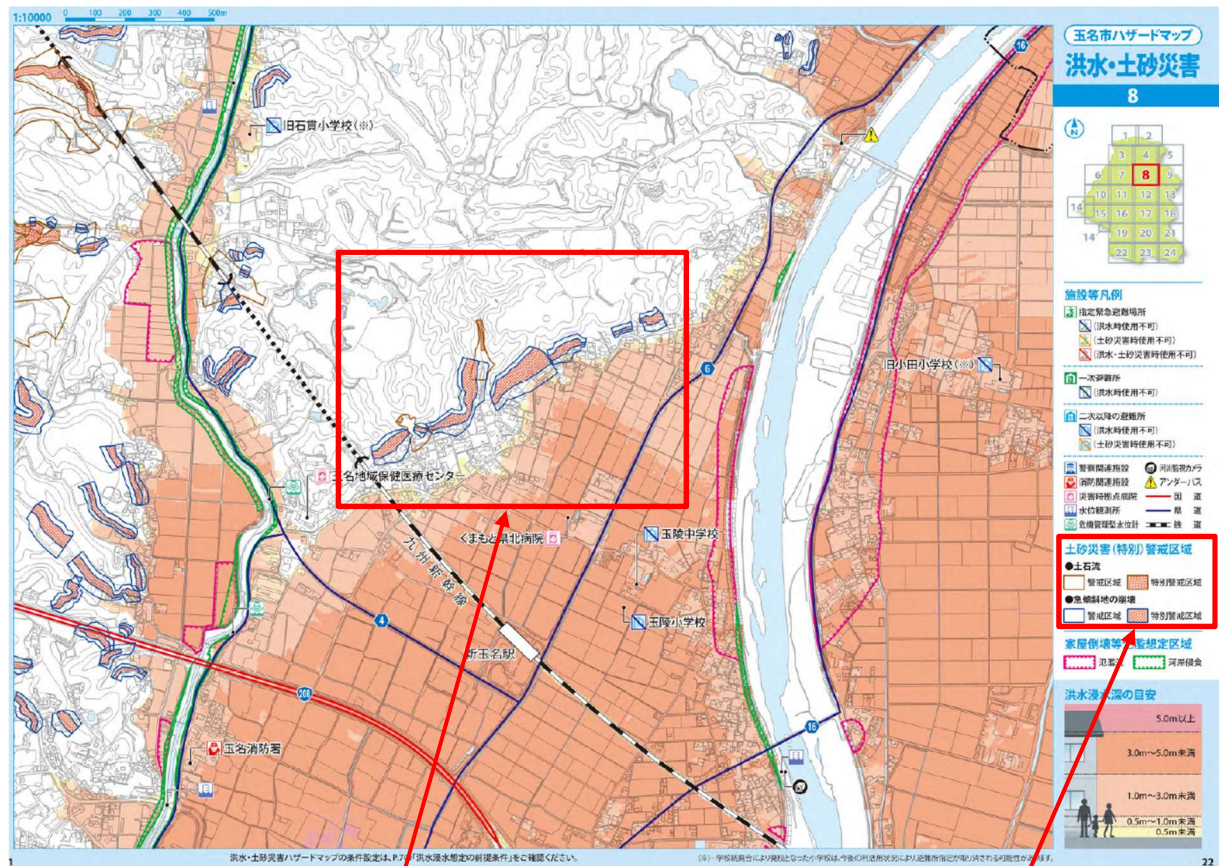
津波災害警戒区域指定済みの区域に対し、浸水深に代えて津波基準水位(浸水予測に基づく浸水深に建築物等への衝撃によって生じる津波の浸水上昇(せき上げ)を加えた水位)を用いている。合わせて、基準水位の詳細な説明を明示している。



出典：名古屋市ホームページ

(<https://www.city.nagoya.jp/bosaikikikanri/page/0000154012.html>)

- 土砂災害警戒区域等の記載方法について
- 地図面に土砂災害警戒区域が記載されている事例



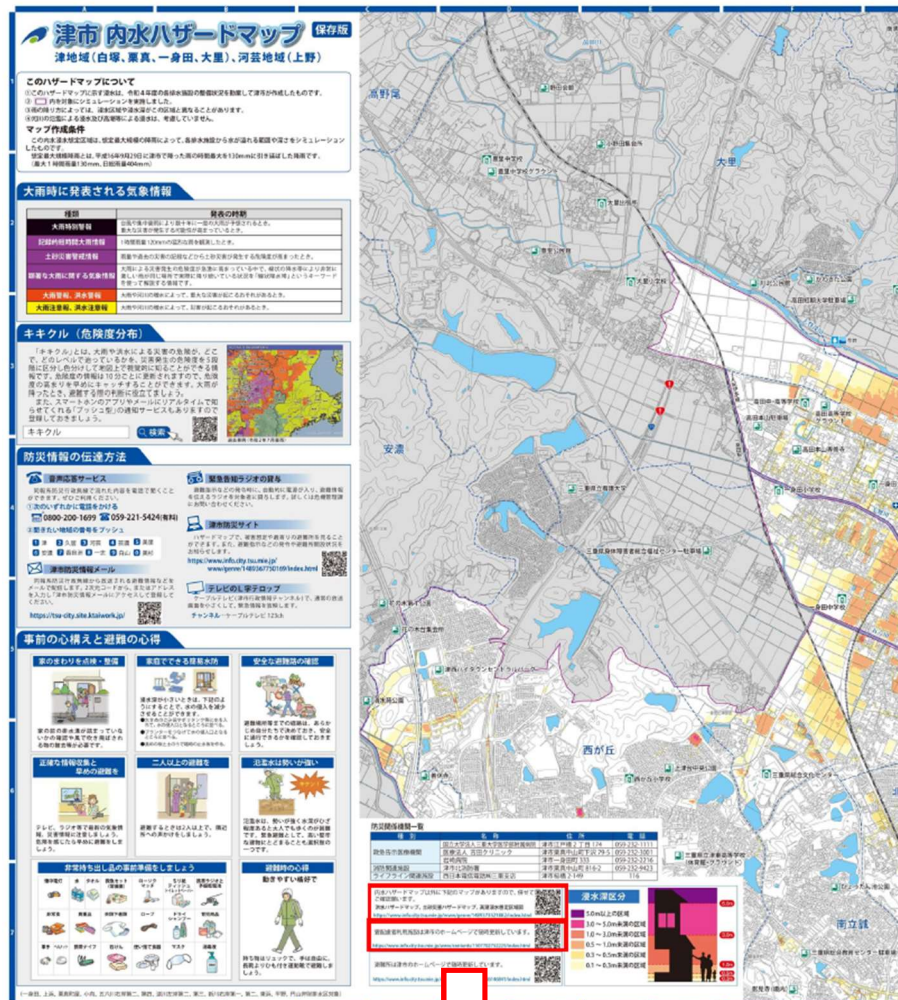
出典：玉名市ホームページ

(<https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/102/16409.html>)

○ 土砂災害警戒区域等の記載方法について

○ 地図面の視認性が確保されにくい場合の記載事例

土砂災害ハザードマップのホームページ URL を記載するとともに、土砂災害警戒区域を確認する必要があることについての情報を提供している。（土砂災害ハザードマップの他、要配慮者利用施設の情報を掲載するホームページの URL 等も掲載している。）



内水ハザードマップ以外に下記のマップがありますので、併せてご確認願います。

洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、高潮浸水想定区域図

<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/genre/1489373521892/index.html>

要配慮者利用施設は津市のホームページで随時更新しています。

<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1507702752225/index.html>

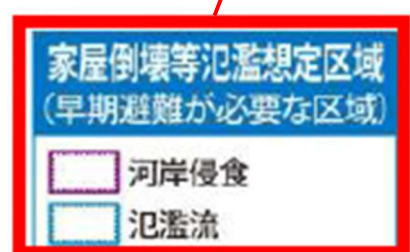
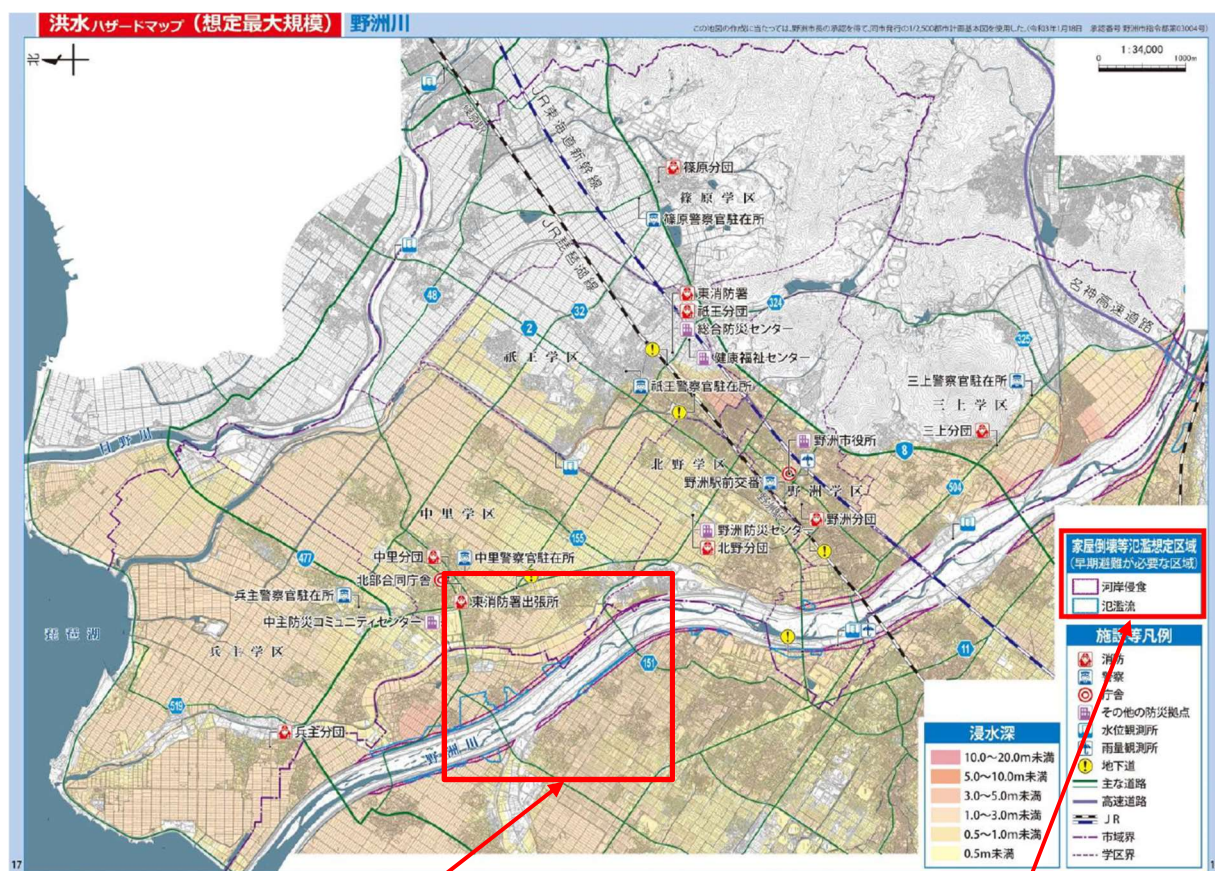
避難所は津市のホームページで随時更新しています。

<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1489556146841/index.html>

出典：津市ホームページ

(<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1680004993624/index.html>)

- 早期の立退き避難が必要な区域の記載方法について
- 地図面に早期の立退き避難が必要な区域を記載した事例



出典：野洲市ホームページ

(<https://www.city.yasu.lg.jp/soshiki/kikikanri/bousaimap/index.html>)

○ 早期の立退き避難が必要な区域の記載方法について

○ 地図面の視認性が確保されにくい場合の記載事例

情報・学習編において、家屋倒壊等氾濫想定区域は、早期の立退き避難が必要であることを記載している。また、浸水深や建物の構造の条件によっては、立退き避難が必要であることを記載している。



出典：彦根市ホームページ

(https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/shicho_chokkatsu/3/17/11360.html)

○ 危険箇所や注意を要する場所の記載方法について

○ 地図面にアンダーパスを明示した事例

地下道（アンダーパス）の凡例を設定し、所在地を地図面に明示している。



出典：大田区ホームページ

(<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/chiiki/bousai/suigai/hazardmap.html>)

【アンダーパス等についての情報収集の参考となるホームページ】

- ・ 道路防災情報 WEB マップ(国土交通省)

https://www.mlit.go.jp/road/bosai/doro_bosaijoho_webmap/

- ・ 関東地域における道路冠水注意箇所マップ（関東地方整備局 HP）

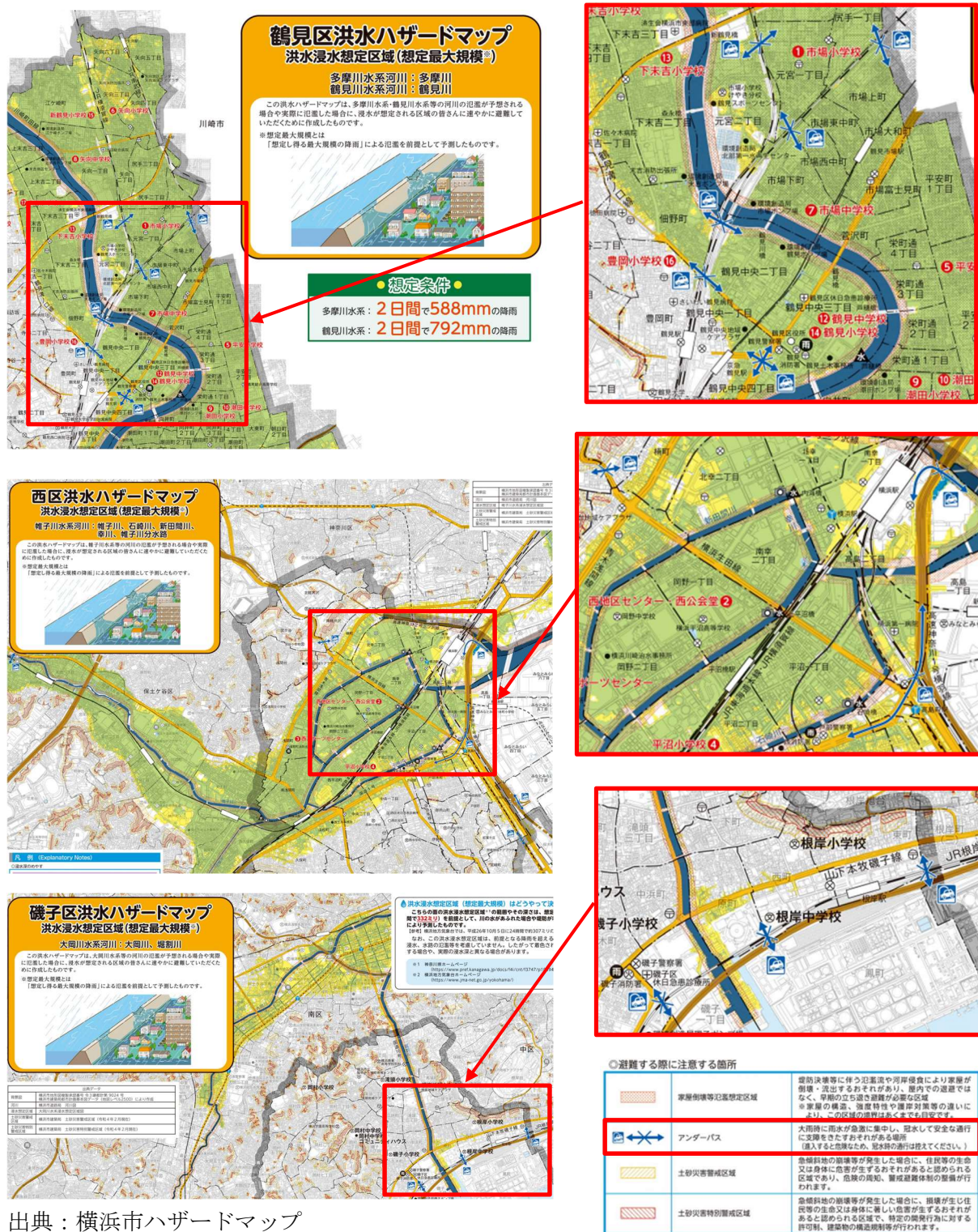
https://www.ktr.mlit.go.jp/road/bousai/road_bousai00000001.html

- ・ その他、県や市区町村の道路部局等で道路冠水箇所を公開している場合がある。

○ 危険箇所や注意を要する場所の記載方法について

○ 地図面の視認性が確保されにくい場合のアンダーパスの記載事例

地図面を市町村全域ではなく地区ごとに作成し、アンダーパスを記載することで地図面の視認性を確保している。



出典：横浜市ハザードマップ

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/map/flood-hmap.html>)

○ 危険箇所や注意を要する場所の記載方法について

○ 地図面の視認性が確保されにくい場合のアンダーパスの記載事例

アンダーパスの所在地の一覧表を情報・学習編に掲載している。

● アンダーパス（大雨時通行止め箇所）

NO.	町名	注意箇所	地図座標	NO.	町名	注意箇所	地図座標
①	茂呂	鹿沼工業団地北 高速道路ガード下	16-B-1	⑨	上殿町	下水道事務所 西側	11-E-4
②	茂呂	木工団地 南東部	12-A-4	⑩	柴町3丁目	ほほえみ公園 東側	11-F-4
③	板荷	東武線 板荷踏切北 ガード下	8-A-1	⑪	下奈良部町	みなみ町団地東 高速道路ガード下	16-A-3
④	野沢町	東武線 野沢ガード下	19-D-2	⑫	さつき町	鹿沼工業団地内 旧北犬飼コミュニティセンター 北側	16-C-1
⑤	上野町	JR ガード下	拡-F-3	⑬	さつき町	さつき立体橋下	16-C-1
⑥	千渡	千渡郵便局 西側	11-F-3	⑭	深津	大塚カラー前 エネオスガソリンスタンド前	16-C-1
⑦	幸町2丁目	JR 立体 西側	12-A-3	⑮	晃望台	晃望台公園北交差点	11-F-3
⑧	緑町1丁目	東部台コミュニティセンター 東側	11-F-3	⑯	白桑田	百合丘団地	12-B-3

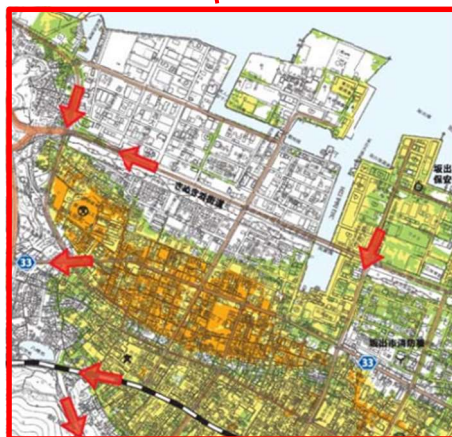
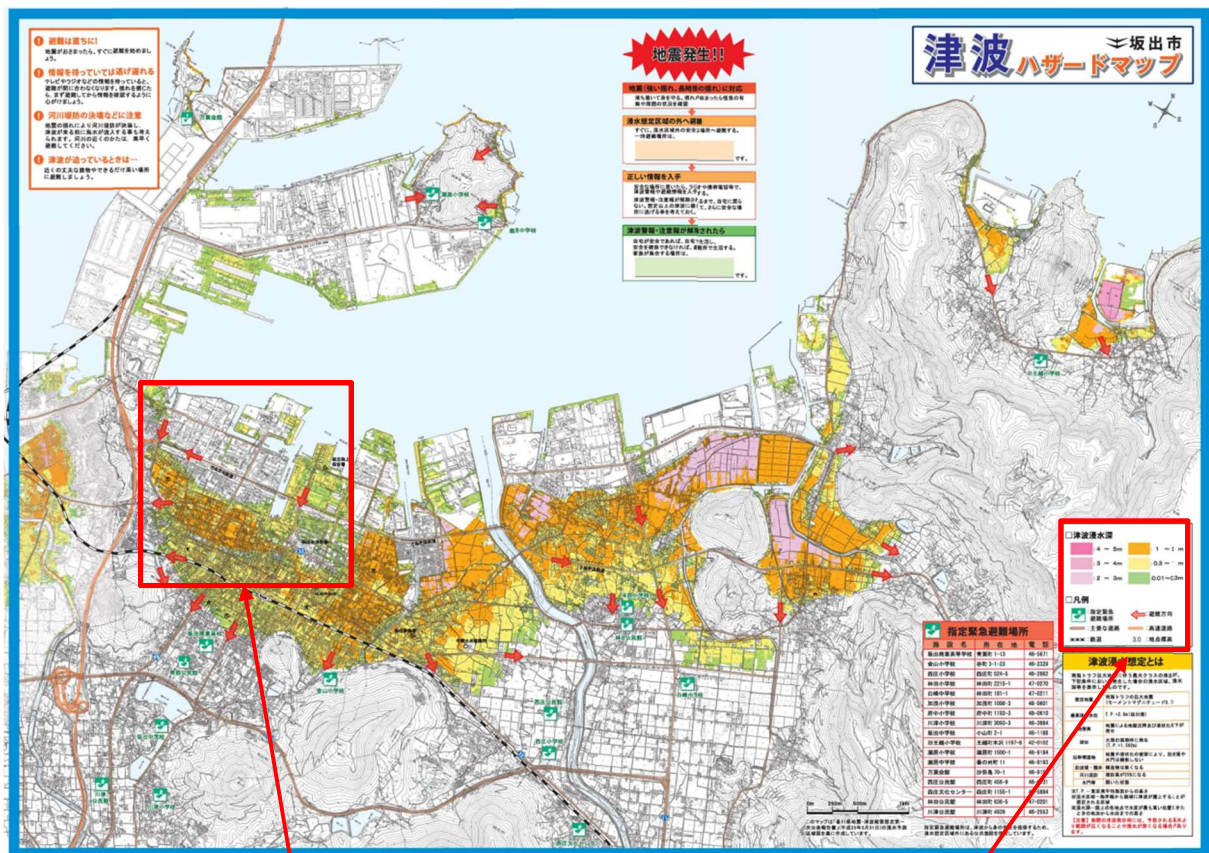
出典：鹿沼市ホームページ

(<https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0565/info-0000008383-1.html>)

○ 住民等が避難すべき方向や避難経路等の記載方法について

○ 地図面に避難経路を記載した事例

津波ハザードマップの地図面に、避難すべき方向について、矢印を用いて表示している。



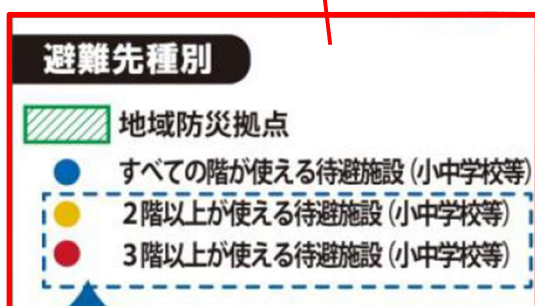
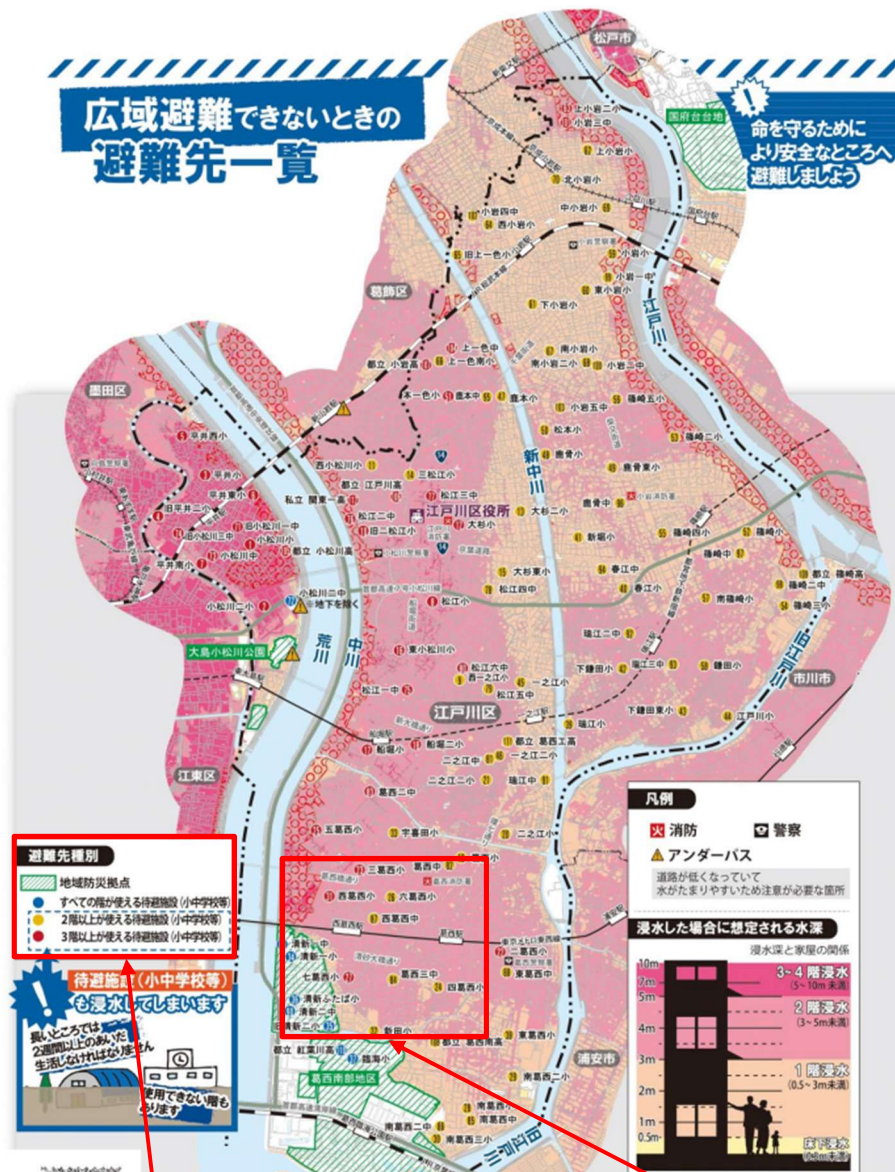
出典：坂出市ホームページ

(<https://www.city.sakaide.lg.jp/site/bousai/tunamimap.html>)

○ 避難場所等の利用条件の記載方法について

○ 地図面に避難場所等の利用条件を明示した事例

浸水時の避難場所ごとの利用可能な階について、色別に分類して地図面に明示している。



出典：江戸川区ホームページ

(https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e007/bosai/kanrenmap/n_hazardmap.html)

○ 避難場所等の利用条件の記載方法について

○ 地図面の視認性が確保されにくい場合の記載事例

避難場所ごとに対応する災害種別や利用可能な階、所在地等について、情報・学習編に一覧表で掲載している。

備えと避難

風水害

土砂災害

雪害

地震

ハザードマップ

持ち出し品



ハザードマップ避難場所及び避難所一覧

地震、洪水、土砂災害が発生するおそれがある場合や災害が発生した時に、緊急的に避難し住民等の安全を確保するため**避難する場所**です。

○指定緊急避難場所(一時的に避難する場所) ◎指定避難所(避難生活を行える施設)

条件付き指定～▲3階以上の場所 ■2階以上の場所(開設されている場合)(洪水予報河川の洪水のおそれがないときは、▲は、■になる場合があります。)

※水防法の規定に基づく洪水予報河川=天堀川、名寄川注意～浸水があるときは、避難所の入り口などの開閉ができない場合が想定されますので、その場合は、立ち退き避難か別な安全な場所へ移動しましょう。

No.	施設・場所	住 所	連絡先	種 類			指 定 避難所
				洪 水	がけ崩れ、 土石流及び 地すべり	地 震	
①	名寄高等学校	字徳田204番地	01654-3-6841	○		○	◎
②	名寄産業高等学校光波キャンパス	西5条北5丁目1番地	01654-2-3066			○	
③	名寄産業高等学校名寄キャンパス	字緑丘3番地3	01654-2-4191	○		○	◎
④	名寄市立大学(1号館・2号館)	西4条北8丁目1番地	01654-2-4194	▲		○	
⑤	名寄市立大学(3号館)	西2条北8丁目1番地	01654-2-4194	▲		○	
⑥	名寄中学校	字雲来101番地	01654-2-2147	■			
⑦	名寄東中学校	西2条北8丁目1番地3	01654-2-3174			○ 全館閉	
⑧	智恵文中学校	字智恵文11線北2番地	01654-9-3010	■	○	○	
⑨	風連中学校	風連町新生町167番地1	01655-3-2026	○		○ 部分	◎
⑩	名寄小学校	西1条南1丁目2番地	01654-3-3304	■		○	
⑪	名寄南小学校	西6条南12丁目55番地2	01654-2-4164	■		○	
⑫	名寄東小学校	東3条南3丁目11番地	01654-2-2041	■		○	◎
⑬	名寄西小学校	西7条南1丁目18番地	01654-2-4177			○	
⑭	智恵文小学校	智恵文12線南3番地	01654-8-2241	■	○	○ 全館閉	◎
⑮	中名寄小学校	字日影285番地	01654-2-3889	■		○	
⑯	風連中央小学校	風連町西町201番地1	01655-3-2031	○	○	○	◎
⑰	駅前交流プラザ「よろな」	東1条南7丁目1番地10	01654-9-4607	■	○	○	◎
⑱	市保健センター	西2条北5丁目	01654-2-1486			○	
⑲	市スポーツセンター	西7条南12丁目55番地	01654-3-6627	■			
⑳	市民文化センター	西13条南4丁目1番地	01654-2-2218			○	
㉑	智恵文多目的研修センター	字智恵文11線北2番地	01654-8-2101	■	○		
㉒	上川北部人材開発センター	字緑丘30番地	01654-2-2393	○		○	◎
㉓	北国博物館	字緑丘222番地	01654-3-2575	○	○	○	◎
㉔	西町コミュニティセンター	風連町西町76番地2	01655-3-4025		○	○	
㉕	風連農村環境改善センター	風連町新生町187番地11	01655-3-2288	○	○	○	◎
㉖	風連日産コミュニティセンター	風連町字日産3076番地	01655-2-6323		○	○	◎
㉗	旭コミュニティセンター	風連町旭2216番地	01655-3-3942	○	○	○	◎
㉘	瑞生コミュニティセンター	風連町字瑞生4151番地2	01655-3-4097		○	○	
㉙	西風連コミュニティセンター	風連町字西風連2500番地	01655-3-3553	○	○	○	◎
㉚	東風連子供と老人福祉館	風連町字東風連3395番地	01655-3-3369	○	○	○	◎
㉛	ふうれん地域交流センター	風連町本町62番地、63番地	01655-3-2531	○	○	○	◎
㉜	智北地区農作業管理休養センター	字智恵文智北	なし	○	○		
㉝	なよろ健康の森管理棟	字日産	01654-2-5003	○	○	○	◎
㉞	高見区町内会福祉会館	字緑丘5	01654-3-6065	○	○	○	◎
㉟	アカシヤ福祉会館	西11条南9丁目	01654-3-7983			○	
㊱	大橋地区コミュニティセンター	西4条北10丁目73番地8	01654-3-0024			○	
㊲	東部地区集落センター	字日影285番地1	なし			○	
㊳	株式会社名寄ゴルフ倶楽部	字日影391	01654-2-3920	○			
㊴	サンビラー交流館	字日影147-2	01654-3-9826	○	○	○	◎
㊵	弥生会館	字弥生	なし	○	○		◎

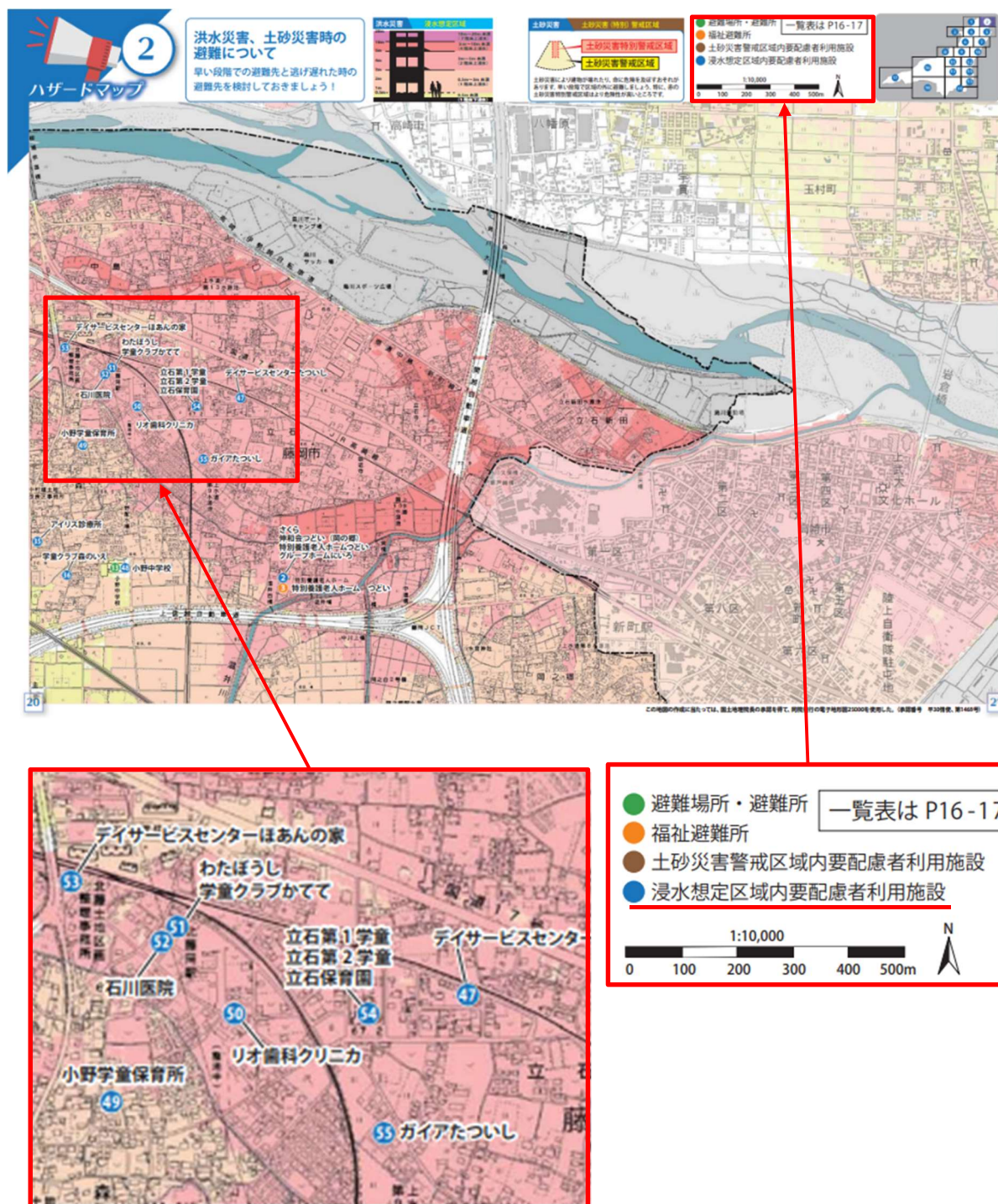
◆ 指定福祉避難所

㊶	名寄市総合福祉センター	西1条南12丁目1番地2	01654-3-9862	○	○	○	◎
---	-------------	--------------	--------------	---	---	---	---

出典：名寄市ホームページ

(<http://www.city.nayoro.lg.jp/section/bousai/prkeq1000000aql5.html>)

- 地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地の記載方法について
- 地図面に要配慮者利用施設の名称と所在地を明示した事例



出典：藤岡市ホームページ

(<https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/somubu/chiikianzen/1/3/990.html>)

○ 地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地の記載方法について

○ 地図面の視認性が確保されにくい場合の記載事例

要配慮者利用施設の名称および所在地の一覧表を情報・学習編に掲載している。

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の一覧 (平成28年11月現在)



社会福祉施設、病院、保育園や学校等、災害の際に配慮が必要な方が利用されている施設の情報は、裏面に位置が記載されていますので、確認しておきましょう。

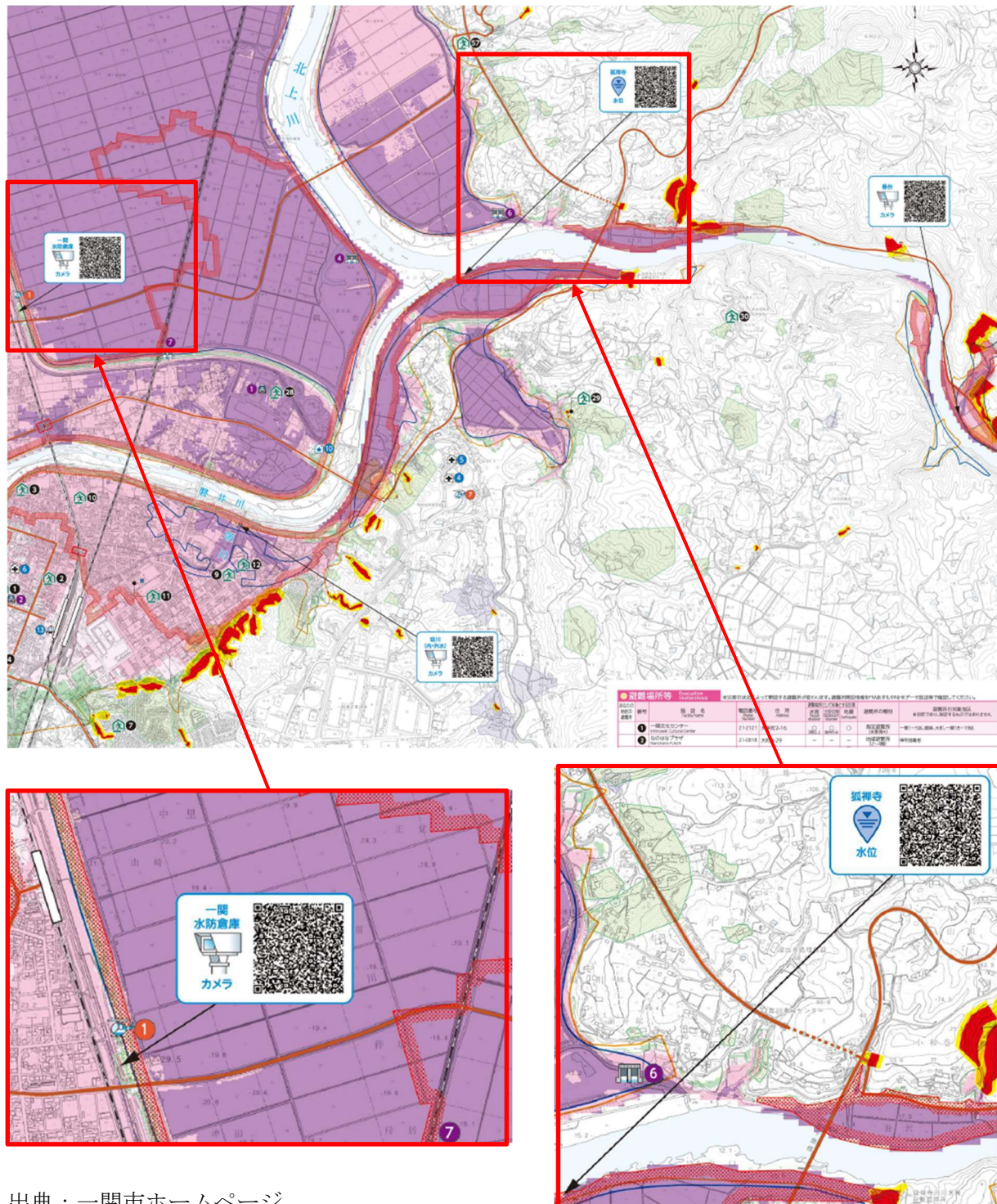
番号	要配慮者施設名	位置	住所	番号	要配慮者施設名	位置	住所
2	メゾン・ド・ラベ	B4	警固町2-6-10	54	佐波中学校	B4	迫戸町16-37
4	Greenスポーツクラブ	B4	栄町1-11-6	55	右田中学校	A4	高井565
6	さんコープ天神口デイサービス	B4	八王子1-16-2	56	山口県立防府商工高等学校	B4	中央町3-1
9	老人保健施設 好日苑	B4	戎町2-5-1	59	ソイルセンター	B4	緑町1-11-5
14	憩いの里 デイサービスセンター	A4	千日1-5-38	62	自遊の街 デイサービスセンターひかり	B4	戎町1-6-22
16	松崎幼稚園	B4	天神2-5-22	64	よつばホームA	B4	緑町1-11-5-2階
18	晴の星幼稚園	B4	八王子1-26-27	65	夢かれん ふれんず作業所	B4	中央町6-32
19	佐波幼稚園	A4	平和町6-20	66	心促福祉作業センター	B4	上右田2608
22	右田幼稚園	A4	下右田258-2	67	あおぞら	B4	八王子1-16-2
24	ひまわりキッズ	A4	八王子2-5-1	68	夢かれん・はあと作業所	A4	高井141-6
25	みどり保育園	B4	緑町1-8-9	70	児童デイサービス つぐみ防府	A4	千日2-5-12
26	西佐波保育園	A4	高倉1-16-10	71	たんぼぼ	B4	緑町1-11-5
27	宮市保育所	B4	本橋町18-1	72	つぐみ右田	A4	高井647-2
33	右田保育園	A4	下右田390-1	74	りぶらす	A4	西仁井合1-2-46
34	勝間留守家庭児童学級	B4	警固町22-3-1	75	jump	B4	鎗物師町9-3
38	佐波留守家庭児童学級	B4	八王子2-6-10	76	大西眼科	B4	栄町2-1-1
39	小野留守家庭児童学級	C2	奈美633-1	78	手山産婦人科	B4	栄町1-8-7
41	右田留守家庭児童学級	A3	下右田86-2	79	防府青腸病院	A4	駅南町14-33
42	宮市留守家庭児童クラブ	B4	本橋町16-3	80	松本外科病院	B4	天神2-1-44
43	右田留守家庭児童クラブ	A4	下右田1233	81	光山医院	A4	今市町21-15
44	勝間小学校	B4	警固町2-3-1	82	緑町三祐病院	B4	緑町1-5-29
48	佐波小学校	B4	八王子2-6-10	84	山本内科医院	B4	栄町1-6-14
49	小野小学校	C2	奈美633-1				
50	右田小学校	A3	下右田86-2				

出典：防府市ホームページ

(<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/2/hazardmap.html>)

○ 水位観測所の位置等の記載方法について

○ 地図面に水位観測所と CCTV カメラの位置及び名称を明示した事例



出典：一関市ホームページ

(<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/index.cfm/12,155567,64.html>)

【水位観測所、CCTV カメラについての情報収集の参考となるホームページ】

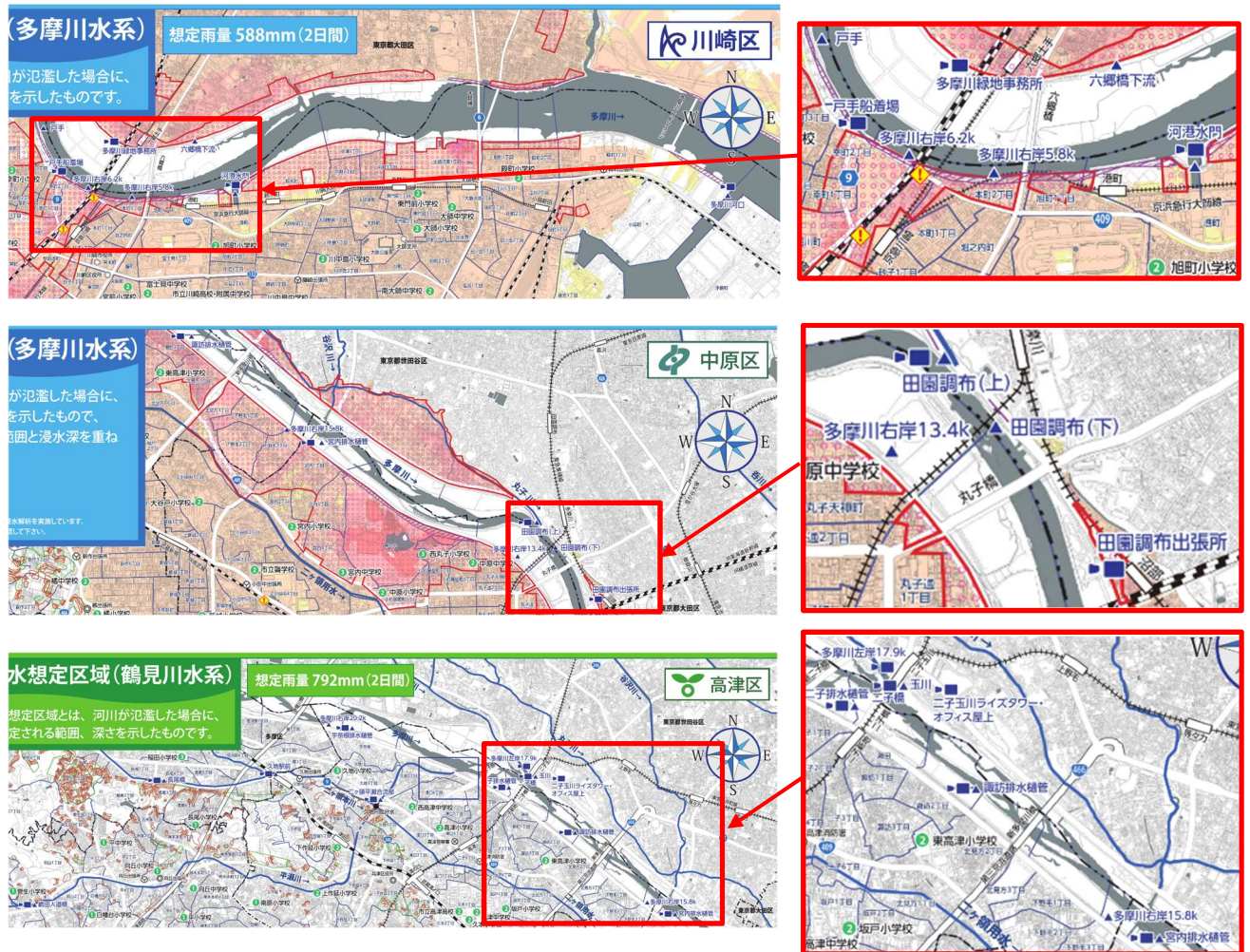
・ 川の防災情報（国土交通省 HP）

<https://www.river.go.jp/index>

○ 水位観測所の位置等の記載方法について

○ 地図面の視認性が確保されにくい場合の記載事例

地図面を市町村全域ではなく地区ごとに作成し、水位観測所や CCTV カメラの位置及び名称を記載することで地図面の視認性を確保している。



凡 例	
②	避難所(○内の数字以上の階が使用可能)
▲	水位計
■	カメラ画像
◎	市役所、区役所、支所、出張所
⓪	消防署・出張所
ⓧ	警察署
ⓧ	家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
ⓧ	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
ⓧ	土砂災害特別警戒区域(令和4年3月時点)
ⓧ	土砂災害警戒区域(令和4年3月時点)
ⓧ	急傾斜地崩壊危険区域(令和4年3月時点)
ⓧ	アンダーパス・地下通路
---	市 境
---	区 境

出典：川崎市ホームページ

(<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000018174.html>)

○ 水位観測所の位置等の記載方法について

○ 地図面の視認性が確保されにくい場合の記載事例

情報・学習編に水位観測所や CCTV カメラの位置及び名称や水位、映像などが確認できるサイトの 2 次元バーコードを記載し、情報の提供を行っている。

知っておきたい防災情報

気象庁や秋田県では、災害から身を守るためにさまざまな情報を提供しております。住民の皆様におかれましては、自らの命は自ら守るという自助の精神に基づき、自ら防災情報を取りにいく努力をお願いいたします。ここでは、気象庁などから提供される「注意報」「警報」「特別警報」以外の役立つ防災情報について記載しています。

(1) 早期注意情報(警報級の可能性)

天気予報は、テレビのニュースや新聞などで確認ができますが、気象庁では、より詳しい情報を「防災気象情報」としてホームページ等で公表しています。この「防災気象情報」の中の「早期注意情報(警報級の可能性)」では、5日先までの警報の発令される可能性を「高」「中」で示し、週間天気予報の情報を補足しています。

スマートフォンのホーム画面などヘショートカットを作成し、こまめに情報をチェックするなどして、日頃から災害に備えましょう。

令和元年11月15日05時00分 秋田地方気象台発表
秋田県沿岸の早期注意情報(警報級の可能性)
沿岸では、16日明け方までの短期間に、大雨、暴風(暴風型) 警報を発表する可能性があります。

種別	警報級の可能性			7日以内	10日以内
	15日	16日	17日		
大雨	高	中	—	—	—
暴風	—	—	—	—	—
暴風(暴風型)	高	—	—	—	高
波浪	—	—	—	—	—

【高】 警報を発表し、又は、警報を発表するおそれがある可能性が高い状態です。5日までの警報級の可能性が【高】とされているときは、危険度が高まる状態は短期間でホームページ上の気象警報・注意報で確認してください。
【中】 【高】ほど可能性は高くなりますが、急に危険を及ぼすような警報級の危険となることがあります。5日までの警報級の可能性が【中】とされているときは、深夜などの警報発表も想定して心構えをお願いします。

(2) 危険度分布

気象庁から提供される「防災気象情報」の一つです。警報・注意報が発表されたときに、実際に町域のどこで警報・注意報の基準に到達すると予想されているのか(どこで危険が高まっているのか)、地図上の色分けで知ることができます。危険度分布の種類として「洪水」「土砂災害」などがありますが、「土砂災害」の危険度分布は通称「メッシュ情報」といわれ、町域の1区画でも紫色が現れると「土砂災害警戒情報」の発令が検討されます。

令和元年10月13日台風19号時 土砂災害の危険度分布

(3) 河川水位(秋田県河川砂防情報システム)

町内の河川には、県が6か所に水位計を設置しています。久保町内の馬場目川と、黒土町内の内川川の2か所の水位計は、常時、河川の水位を確認できます。竜馬橋、昭辰橋、中屋敷橋、富田橋の4か所には、一定の水位で観測を始める簡易水位計(危機管理型水位計)が設置されています。

これらの水位は「秋田県河川砂防情報システム」から、久保の水位は「NHKデータ放送」からも確認できます。また、平ノ下町の中屋敷橋には河川カメラも設置されており、合わせてご覧になれます。「秋田県河川砂防情報システム」へは、右のQRコードからもアクセスできます。

※秋田県河川砂防情報システム

出典：五城目町ホームページ

(<https://www.town.gojome.akita.jp/bosai-anzen/bosai/hazardmap/1473>)